

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 三 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 五 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例
- 七 秋田県交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 八 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

令和五年七月十四日

秋田県知事 佐竹敬久